

富山家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時

平成21年7月2日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

青木正良，荒木真人，井加田まり，今村元，銭輝，種部恭子，中野英和，前澤功

※ 兼本伸樹委員及び佐藤幸男委員は欠席

(2) 事務担当者

白木事務局長，荒金首席家裁調査官，寺川首席書記官，原島訟廷管理官，橋本事務局次長，判治総務課長，笠松地裁総務課課長補佐，安田地裁庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 議事

ア テーマ「成年後見制度について」についての説明

別紙1のとおり

イ 質疑応答及び意見交換

別紙2のとおり

(3) 次回テーマ

未定

(4) 次回開催期日

未定

以上

(別紙1)

テーマ「成年後見制度について」についての説明

1 成年後見制度の概要

- (1) 後見
- (2) 保佐
- (3) 補助

2 成年後見事件の動向

- (1) 成年後見関係事件新受件数の推移
- (2) 審理期間の推移
- (3) 鑑定期間、鑑定費用
- (4) 成年後見人として親族以外の第三者の選任

3 成年後見制度を利用してもらうための方策

(1) 成年後見事件手続説明会の実施

成年後見事件手続説明会を、本庁では平成20年6月から、高岡支部では平成21年3月から、2箇月に1回の割合で実施している。

成年後見事件手続説明会開催の広報として、ポスター及びチラシを、法テラス、銀行、市町村役場、病院等に掲示及び備え置きしてもらっているほか、当庁のウェブサイトへも掲載している。

(2) 成年後見事件における申立書の統一化、簡素化

平成19年度から、名古屋高等裁判所管内の家庭裁判所において、申立書等の標準書式と添付書類について、統一化、簡素化を図った。

平成20年4月から、富山家庭裁判所本庁、支部共通の後見申立セットを導入した。

(3) 審理期間の短縮

受理面接の導入と精神鑑定の省略基準の見直しにより、審理期間が短縮された。

受理面接とは、申立てを予約制にし、予約日時に、書面審査、申立人及び後見人候補者に対する調査を行うことである。

(4) 費用負担の軽減

精神鑑定の省略基準の見直しにより鑑定が省略される事件が増え、当該事件の費用負担が軽減されている。

4 家事関係機関との連携

平成18年度及び平成20年度と隔年で、成年後見制度をテーマとして、家事関係機関との連絡協議会を開催している。

(別紙2)

質疑応答及び意見交換 (■委員長 □委員 ▲事務担当者)

- 平成18年に成年後見事件が増えたのは、どのような理由によるものですか。
- ▲ 障害者自立支援法が成立し、知的障害者が施設に入所するために、知的障害者の代わりに契約を締結する成年後見人が必要となったためです。
- 成年後見人に対する報酬が低額であることから、親族以外の第三者は、成年後見人になることについて消極的であるということを知ったことがあるのですが、第三者を成年後見人に選任する場合、円滑に選任手続が進むのでしょうか。
- ▲ 被成年後見人の保護の必要性を理解してもらい、親族以外の第三者が成年後見人になることについて、協力をお願いしたいと考えています。
- 成年後見事件手続説明会を開催しているとのことでしたが、「事件」という表現は一般人には違和感があります。また、この説明会には、どのような人が参加されるのでしょうか。
- 裁判所は、通常、裁判所に係属する手続を「事件」と呼んでいます。
- ▲ 成年後見事件手続説明会は、申立てに必要な準備等について具体的に説明をしていることもあり、参加する人は、成年後見事件の申立てを具体的に考えている人が多いようです。また、金融機関の関係者も参加しているようです。
- 金融機関の関係者は、どうして参加しているのですか。
- 金融機関の窓口において、本人の代わり又は本人と一緒に預貯金等の取引をしにきた人に対し、本人の判断能力に問題があると疑われる場合、成年後見制度の説明をするためだと考えられます。
- 認知症ではありませんが、ケアハウスに入所している人のような場合、成年後見制度を利用した方が良いのでしょうか。
- 本人に判断能力があるうちは成年後見制度を利用することはできません。必要があれば、将来に備え、任意後見制度を利用することができます。
- 成年後見制度というものは、本人の権限を制限する手続ですので、本人の判断

能力が低下したと認められる場合にのみ認められるものです。

- 成年後見制度の補助を利用している場合、その後、後見に移行するような手続はあるのでしょうか。
- 判断能力が低下したというような場合、改めて本人の判断能力に応じた成年後見制度の申立てをしてもらうこととなります。判断能力が改善したときも同様に申立てにより補助等に移行します。
- 補助を利用していたが、その後、後見の申立てをしたところ、なかなか手続が進まなかったとの話を聞いたことがあるのですが、そのようなことはあるのでしょうか。
- 本人の判断能力の状況について認定することはもともと困難なことであり、事案によっては、通常よりも鑑定期間が長くなる場合もあります。
- 老老介護が社会問題となっていることもあり、配偶者が成年後見人に選任されるような場合、第三者も同時に成年後見人に選任するような事務処理をしたらどうでしょうか。配偶者や家族だけが成年後見人として被成年後見人の財産管理や身上監護をするのは、負担感が強いと思っています。第三者が成年後見人に選任された場合の報酬について、ある程度基準が決められていれば、第三者に成年後見人を依頼しやすくなると思います。また、認知症は少しずつ進行するものですので、医師としても、任意後見制度を提案することにより、将来について不安を抱えている患者の意思を反映させることができるのではないかと思います。
- 相続人が成年後見人に選任された場合、他に相続人がいると紛争が起こる可能性が高くなるのではないかと心配しています。また、帰化した外国人についても、今後、成年後見制度を利用しなければならない場面が増えてくるのではないかと考えています。
- 一般の方は、任意後見制度自体を知らないのではないかと思います。私は、任意後見制度を1度利用したことがあります。公正証書が必要になることなど、利用しにくいものでした。そのため、任意後見制度の利用を考えている方は、専

門家に関与してもらった方が良いのではないかと思います。

- 裁判所としましては、成年後見人である親族に被成年後見人の身上監護や財産管理すべてを任せることについて不安を感じるような場合、後見監督人を選任することがあります。第三者を後見人を選任する場合の後見業務に対する監督について何か御意見等がありますでしょうか。
- 第三者と被成年後見人の親族というように、複数の成年後見人を選任すれば良いのではないのでしょうか。
- 法律的な問題を抱えている被成年後見人のような事案は、弁護士と親族を成年後見人として複数選任することもありますし、成年後見人の不正を防止するために後見監督人を選任することもあります。
- 私は、2回、成年後見人を経験しました。そのうちの1回については、もともと被成年後見人の配偶者が成年後見人でしたが、被成年後見人の財産を自分の会社の運転資金のために使用したことから、その成年後見人が解任され、私が後任の成年後見人となったものでした。私は、成年後見人であった配偶者を横領罪で告発しました。
- 成年後見人の不正行為について、検察官としてはどのようにお考えですか。
- 成年後見人が不正行為を行った場合、親族や監督庁の裁判所から刑事告発がなされることがあります。悪質な事案については処罰されることにはなりますが、親族である成年後見人が事業のために使い込みをしたような場合など、現実的な解決として、処罰を行うことが妥当なのか問題になる事案もあります。成年後見人の不正行為が行われないように、事前に、成年後見人やその親族に成年後見制度を周知し理解してもらうことが必要であると思います。また、任意後見制度だけでなく成年後見制度も利用しづらい部分がありますので、運用を工夫するなどしてより利用しやすいようにしていただきたいと考えています。
- 最近では、後見監督事件が増加しています。そのため、後見監督事件の事務処理について、見直しを検討しているところですが、この点について、何か御意見等

はありますでしょうか。

- 介護福祉士は、第三者として成年後見人になるために研修を受けていることもあり、成年後見人になる親族と第三者とでは、成年後見人の業務に対する意識に違いがあると思います。
- 現時点でも、成年後見人の業務について説明したパンフレットや受理面接などを通じて、その業務にかかる注意事項を説明しています。
- 裁判所が行う後見監督事件であれば年1回程度の監督ですが、後見監督人が選任された場合、毎月、後見監督人の監督を受けることになり、成年後見人の不正行為を防ぐ手立てとして有効であると考えます。後見監督人としても、それほど監督業務の手間はかからないと思います。
- 被成年後見人にある程度財産がある場合は、後見監督人の報酬を賄うことができるため、後見監督人を選任することができますが、後見監督人の報酬を賄うほど財産がない場合は、選任することが困難です。少ない財産を管理するために、どのように後見監督を行うのかは難しい問題となっています。
- 成年後見事件の審理期間については、どのような状況となっていますか。
- ▲ 成年後見事件の利用を考えている人は、差し迫った状況で相談にくる場合が多いようです。そのため、裁判所としましては審理期間の短縮を心がけています。例えば、平成19年から、鑑定の実施を省略する取扱いを拡大しています。鑑定の実施を省略することにより、手続にかかる費用が低くなりますし、審理期間も短縮されます。
- ▲ 鑑定を実施するかどうかの判断基準としては、申立ての際に提出してもらう診断書の内容を中心に検討することになります。
- 医師としては、本人の判断能力等について正確な診断書を作成するのは難しいのではないのでしょうか。
- ▲ 申立てのための診断書は定型の内容となっており、作成しやすいように工夫されています。

- 鑑定を実施するかどうかについて、家庭裁判所調査官はどのように考えているのでしょうか。
- ▲ 申立ての際に提出してもらった参考資料や申立人、本人などからの調査を踏まえ、総合的に検討することになります。
- 例えば、補助から保佐への変更は、速やかに審理されていますか
- ▲ 後見が必要な状況か否かについての判断は比較的容易ですが、本人の判断能力の程度を見極める必要のある補助や保佐についての判断は比較的難しくなります。
- 申立ての際に提出する診断書を作成する医師は、何科の医師でも良いのでしょうか。
- ▲ 主治医であることが多いですが、何科の医師でも良いものとして取り扱っています。
- 鑑定については、誰が行うことになるのでしょうか。
- ▲ 申立ての際の診断書を作成した医師、主に主治医になると思いますが、その方に鑑定を依頼する例が多いです。
- 第三者による成年後見人の候補者を増やすための方策は何か考えられますでしょうか。
- 候補者としては社会福祉士になるかと思いますが、社会福祉士会としては、候補者を養成するため、講習やレポート作成を行っています。しかし、候補者になることを希望する者にとっては、講習のための費用や通常の仕事をしながらの勉強となり、負担があることから、成年後見人を専門にすることができるような制度が確立されると良いと思います。
- 成年後見制度にかかる手続説明などの広報活動については、何か御意見等がありますか。
- 広報活動は、活発に行った方が良いです。病院や介護施設などに成年後見制度を説明したポスターやチラシ等があれば、認知症患者の家族が知るきっかけになるとと思います。

- 医師会に対する成年後見制度の説明を行うことも良いでしょうか。
- 医師会では、認知症患者については、主治医が対応できるように研修会等を行っていることから、その際に、成年後見制度についての講習があったら良いのではないかと思います。
- 精神鑑定の省略については、どのようにお考えでしょうか。
- 判定が微妙な事案については、精神科医による鑑定をした方が良いと思います。主治医であれば、患者として経緯を把握していることから、認知症の進行の程度について、ある程度判断ができると思いますので、問題のない事案については、鑑定を主治医に任せても良いのではないかと思います。
- 家族が成年後見人となって被成年後見人の介護等を行うことが難しい場面もありますので、社会福祉士などが第三者として比較的容易に成年後見人になれば良いのではないのでしょうか。
- 介護職員は、成年後見制度を知らないか、知っていても内容をよく知らない場合も多いと思われるので、福祉施設への広報がもっとあっても良いのではないのでしょうか。
- 在日外国人は、近くに親戚もおらず、相談相手もいない場合が多いので、在日外国人についても、成年後見制度というものがあるということを知る機会があったら良いのではないのでしょうか。